

令和8年度以降の対応に関する合意

- 令和8年度から令和11年度までの当初予算については、当該期間において JRA の特別積立金から毎年度 250 億円（総額 1,000 億円）を国庫に納付することを前提とした臨時・特例の措置として、毎年度 250 億円を追加的に予算措置する。
- 当該期間が終了する令和12年度以降については、真に必要な財政需要の増加に対応するためには、制度改革により恒久的な歳入増を確保するとの考えの下、農林水産省において、今回の国庫納付に代わる安定的な財源を確保するものとし、令和12年度当初予算の編成までに、具体的な財源確保策について結論を得た上で、追加的な予算措置を検討する。

令和7年12月24日

財務大臣 片山さつき
農林水産大臣 鈴木憲和